

森町 事件・事故等対処計画

令和7年4月

森 町

目 次

○本編

第1章 総則

| | | |
|-----------------|-----------|------|
| 第1 目的 | • • • • • | (P1) |
| 第2 定義 | • • • • • | (P1) |
| 第3 各種防災計画等との関係 | • • • • • | (P2) |
| 第4 危機対処の基本的な考え方 | • • • • • | (P2) |
| 第5 危機管理体制 | • • • • • | (P3) |
| 第6 情報伝達 | • • • • • | (P7) |

第2章 事前対策

| | | |
|-----------------|-----------|------|
| 第1 危機に関する調査・研究 | • • • • • | (P8) |
| 第2 危機管理細密計画等の作成 | • • • • • | (P8) |
| 第3 関係機関等との連携 | • • • • • | (P8) |
| 第4 訓練・研修の実施 | • • • • • | (P8) |

第3章 応急対策

| | | |
|---------------|-----------|-------|
| 第1 応急対策の検討・決定 | • • • • • | (P9) |
| 第2 応急対策の実施 | • • • • • | (P10) |
| 第3 広報の実施 | • • • • • | (P10) |

第4章 事後対策

| | | |
|------------------------|-----------|-------|
| 第1 復旧対策の推進 | • • • • • | (P11) |
| 第2 被害等の影響の軽減 | • • • • • | (P11) |
| 第3 再発防止策の検討・実施 | • • • • • | (P11) |
| 第4 対応の評価と危機管理細密計画等の見直し | • • • • • | (P12) |

○報告書

| | | |
|-------------------------|-----------|-------|
| (別記様式) 事件・事故等発生報告書(第〇報) | • • • • • | (P13) |
|-------------------------|-----------|-------|

○対処表

| | | |
|--|-----------|----------|
| 1 「事件・事故等対処計画」の位置づけ | • • • • • | (P14) |
| 2 想定される主な危機と所管課等【事象別】 | • • • • • | (P15、16) |
| 3 事案発生時における対処の流れ | • • • • • | (P17) |
| 4 危機レベル体制の判断基準 | • • • • • | (P18) |
| 5 危機に該当する場合の情報伝達の流れ【所管課が事案に関する情報を得た場合】 | • | (P19) |
| 6 危機に該当する場合の情報伝達の流れ 【危機管理課が事案に関する情報を得た場合】 | • • • • • | (P20) |

第1章 総則

第1 目的

この計画は、「森町危機管理指針」に基づき、町民に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態から町民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。

「森町地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）で対処する地震災害及び風水害等、並びに「森町国民保護計画」（以下「国民保護計画」という。）で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態については、それぞれの計画で対処する。

第2 定義

1 事件・事故等 <図1>参照

事件・事故等（以下「危機」という。）とは、「町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」のうち、災害（地域防災計画）や武力攻撃事態等及び緊急対処事態（国民保護計画）を除いたテロ、感染症、環境汚染などをいう。

○対象とする主な危機

| 危機事象 | 内容 |
|------|----------------------------------|
| テロ | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為 |
| 感染症 | 新型インフルエンザ等の大規模発生や原因不明又は重篤な感染症の発生 |
| 環境汚染 | 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 |
| その他 | 公共施設における危機、凶悪犯罪による被害、不発弾処理など |

<図1>

| 町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態 | |
|--|---------------------------------------|
| 【地域防災計画で対処する災害】 (地震災害) (風水害) (特殊災害) | 【国民保護計画で対処する事態】 (武力攻撃事態等) (緊急対処事態) |
| 【事件・事故等対応計画で対処する危機】 (テロ) (感染症) (環境汚染) (公共施設における危機) (不発弾処理) など | |

第3 各種防災計画等との関係

- 1 法令等により防災計画等の作成が義務づけられている危機については、既存の防災計画等により対処し、事件・事故等対処計画（以下「本計画」という。）に基づく危機レベル体制は配備しないものとする。
- 2 法令等に義務づけられていないが、すでに細部計画やマニュアル等で対処方法が定まっている危機及び過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な危機については、当該対処方法等により対処し、本計画に基づく危機レベル体制は配備しないものとする。
- 3 上記1及び2以外の危機が発生した場合は、本計画に沿って処理する。
- 4 本計画に定められていない事項については、地域防災計画を準用して処理する。

第4 危機対処の基本的な考え方

1 危機が発生又は危機への発展が予測される場合【危機情報連絡体制】

- (1) 町内において、何らかの危機が発生又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を整え、情報収集を行う。
- (2) 危機の所管課が明確な場合は、危機管理課に随時情報提供を行い、所管課が初動対応を行う。なお、危機の所管課が不明な場合は、危機管理課が初動対応を行い、所管課が判明又は決定した場合は、危機管理課から当該所管課に処理を移管する。
- (3) 情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合は、所管課が主体となって対処する。
- (4) 情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処不可な場合は、速やかに本計画に基づく危機レベル体制への移行を検討する。

2 危機管理課の主導により対処【危機監視本部体制】（危機レベル1）

- (1) 危機管理監を本部長とした危機監視本部を設置する。
- (2) 危機管理監は、危機管理課を含めた関係する課長等を招集して危機管理会議幹事会（森町危機管理会議設置要綱 令和7年4月1日施行）を開催し、対処方針を決定する。
- (3) 危機管理課が主体となり、所管課、関係課が連携して対処する。
- (4) 危機管理監は、所管課の対処に対し、必要に応じて指示を行うものとする。

3 所管課では対処が困難で複数の課が連携して対処【危機警戒本部体制】（危機レベル2）

- (1) 町長を本部長とした危機警戒本部を設置する。
- (2) 本部長（町長）は、全ての課長等を招集して危機警戒本部会議を開催し、対処方針を決定する。
- (3) 地域防災計画に定める「災害警戒本部体制」を準用し、関係する課が連携して対処する。
- (4) 本部長（町長）は、各課が連携して実施する事項について指示を行うものとする。危機管理監は、本部長（町長）の補佐を行う。

4 全庁的な対処が必要と認められる場合【危機対策本部体制】（危機レベル3）

- (1) 町長を本部長とした危機対策本部を設置する。
- (2) 地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、町長を本部長とする危機対策本部会議で対処方針を決定する。
- (3) 地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、各課が連携して対処する。

第5 危機管理体制

1 危機レベル体制の決定

危機レベル体制は、下表の「配備基準」及び「町の体制」を判断の目安とし、所管課長等と協議の上で、危機管理監が危機を総合的に判断して決定する。なお、危機レベル体制を変更しようとする場合も同様とする。

| 危機レベル | 配備基準 | 町の体制 |
|--------|--|---|
| 危機レベル1 | 被害の範囲、町民への影響及び社会的影響が限定的であり、危機管理課が主体となり対処する。 | 【危機監視本部体制】 ・本部長：危機管理監 ・危機管理課が主体となり関係各課が連携して対処 ・本部長（危機管理監）が動員指令を発令 |
| 危機レベル2 | 被害の範囲、町民への影響及び社会的影響が大きく、所管課だけでは対処が困難で、関係課が連携して対処する必要がある。 | 【危機警戒本部体制】 ・本部長：町長 ・地域防災計画に定める「災害警戒本部体制」を準用し、関係する課が連携して対処 ・地域防災計画に定める「災害警戒本部体制」を準用し、本部長（町長）が動員指令を発令 |
| 危機レベル3 | 被害の範囲、町民への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対処が必要である。 | 【危機対策本部体制】 ・本部長：町長 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、各課が連携して対処 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、本部長（町長）が動員指令を発令 |

2 危機管理体制

(1) 危機管理課の役割（平常時・危機発生時）

危機管理課は、危機に関する調査、研究及び情報収集に努めるとともに、関係課と連携を図り、万全な危機管理体制を構築する。

(2) 危機管理会議幹事会

町内又は近隣市町において、危機又は危機に発展する恐れのある事象が発生し、危機管理監が必要と認めた場合、危機管理会議幹事会を開催し、危機管理に関する情報の共有、連絡体制の構築及び危機発生時における対応の協議等を行う。

(3) 危機情報連絡体制（危機発生時）

町内において、何らかの危機が発生又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を整え、情報収集を行う。

情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合は、所管課が主体となって対処し、対処不可な場合は、速やかに危機レベル体制への移行を検討する。

<危機情報連絡体制の構成及び主な任務>

| 危機情報連絡体制 | 主な任務 |
|-----------------|--------------------|
| 危機管理監（※危機管理責任者） | 危機レベル体制への移行を判断 |
| 危機管理課長 | 危機管理監を補佐 |
| 危機管理課 | 情報収集及び所管課と連携した事案処理 |
| 所管課長 | 所管課を指揮監督 |
| 所管課職員 | 情報収集・事案処理・関係先へ情報提供 |

※参考 ○森町危機管理指針に定める危機管理の推進体制

◇ 危機管理責任者

危機管理監は、平常時から危機に関する情報収集に努めるとともに、危機管理責任者として、町長を補佐し、全庁的かつ庁内部署横断的な危機管理を一元的に統括、調整する。

(4) 危機レベル体制（危機発生時）

| 【危機レベル体制】 (危機レベル) 配備体制 | 【危機監視本部体制】 (危機レベル1) | 【危機警戒本部体制】 (危機レベル2) | 【危機対策本部体制】 (危機レベル3) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 町長 〈災害対策本部長〉 | — | 本部長 | 本部長 |
| 副町長・教育長 〈災害対策副本部長〉 | — | 副本部長 | 副本部長 |
| 危機管理監 〈正副本部長補佐〉 | 本部長 | 副本部長 | 副本部長 |
| 危機管理課長 〈部長〉 | 副本部長 | 事務局長 | 事務局長 |
| 危機管理係長 〈本部職員〉 | 事務局長 | 事務局員 | 事務局員 |
| 危機管理課職員 〈本部職員〉 | 事務局員 | 事務局員 | 事務局員 |
| 所管課・関係課長 〈部長〉 | ○ | ○ | ○ |
| 所管課・関係課職員 〈副部長・班長・班員〉 | ○ | ○ | ○ |
| 課(局)長(所管以外) 〈部長〉 | | ○ | ○ |
| 応援職員(〃) 〈班員〉 | (要請による) | (要請による) | 全職員 |

※ < >書きは、森町災害対策本部条例等で定める職務を示す。

※ ○印は、体制を構成する職員を示す。

(5) 職員の動員

本部長は、危機レベル体制の配備に基づき、職員の動員を発令する。ただし、本部長が不在の場合は、副本部長の判断で動員指令を発令する。

ア 危機監視本部体制（危機レベル1）

危機監視本部体制における職員の動員については、危機管理監が動員指令を発令する。

イ 危機警戒本部体制（危機レベル2）

危機警戒本部体制における職員の動員については、地域防災計画に定める配備体制（第2次配備体制）の基準を準用し、町長が動員指令を発令する。

ウ 危機対策本部体制（危機レベル3）

危機対策本部体制における職員の動員については、地域防災計画に定める配備体制（第3次配備体制）の基準を準用し、町長が動員指令を発令する。

3 危機レベル体制における任務

（1） 危機監視本部体制（危機レベル1）

ア 本部長（危機管理監）

本部長は、危機監視本部長として危機管理課を含めた関係する課長等を招集し、危機管理会議幹事会を開催し、対処方針等を決定するとともに、危機監視本部内の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（危機管理課長）

危機を所管する部長は、本部長を補佐し、危機から想定される被害を予測し、関係課への情報提供等、必要な助言を行うとともに危機管理課内の職員を指揮監督する。

また、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 事務局長（危機管理係長）

事務局長は、危機監視本部事務局長として、事務局員を指揮監督する。

エ 事務局員（危機管理課職員）

事務局員は、危機監視本部事務局員として、正副本部長の指示により所管課を支援する。

オ 所管課長

危機を所管する課長は、危機管理課、関係課と連携して危機に対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

カ 応援職員

応援職員の派遣については、所管課のみでの対応が困難な場合などに、危機管理監と協議の上で、課長等に要請する。要請を受けた課長等は、課内の業務を勘案し、職員を派遣する。応援職員は、所管課長の指示により行動する。

（2） 危機警戒本部体制（危機レベル2）

町長を本部長とした地域防災計画に基づく災害警戒本部体制を準用し、各課が連携して対処する。

ア 本部長（町長）

本部長は、危機警戒本部会議を開催し、対処方針を決定するとともに、危機警戒本部内の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長・教育長・危機管理監）

副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 事務局長（危機管理課長）

事務局長は、危機警戒本部事務局長として、事務局員を指揮監督する。

工 事務局員（危機管理課職員）

事務局員は、危機警戒本部事務局員として、事務局長の指示により所管課を支援する。

才 所管課長等

危機を所管する課長は、関係課長と連携を図り危機に対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

関係課長は、所管課長と連携して対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

力 応援職員

応援職員の派遣については、所管課等のみでの対応が困難な場合などに、危機警戒本部会議で協議した上で、本部長が関係課長等に要請する。要請を受けた関係課長等は、課内の業務を勘案し、職員を派遣する。

応援職員は、所管課長の指示により行動する。

(3) 危機対策本部体制（危機レベル3）

町長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部体制を準用し、各課が連携して対処する。

第6 情報伝達

1 情報の収集・伝達

- (1) 事案の情報を得た職員は、事案の概要（日時、場所、内容、初期の対応状況、今後の対応予定）を聴取し、速やかに上司に報告するとともに、危機に該当すると判断された場合は、「対処表5、6」に基づき伝達する。
- (2) 情報内容は、断片的であっても速報として伝達し、詳細が判明した時点で続報を報告する。
- (3) 所管課は、情報管理の責任者を指定し、情報源の確認、情報の一元化及び情報の整理を行い、確定した情報を関係先等に報告する。
- (4) 危機レベル体制を配備した場合は、別記様式「事件・事故等発生報告書（第〇報）」又は同様式を準用した書式を使用して報告する。

2 危機に該当する場合の情報伝達の流れ

- (1) 所管課が危機に関する情報を得た場合は、危機管理課に情報提供を行う。
- (2) 危機管理課が危機に関する情報を得た場合は、原則として危機を所管する課に連絡する。
- (3) 情報を得た所管課及び危機管理課は、相互に情報を共有し、所管課長及び危機管理監等に情報の提供を行い、指示を仰ぐ。
- (4) 所管課長の指示により、所管課は初動対応を行う。
- (5) 所管課長及び危機管理監等は、必要な指示を行うとともに、町長等に報告する。町長等への報告は、原則、危機管理監又は危機管理課長から行うが、対応状況等に応じて所管課長が同席し報告するため、適宜調整を行うものとする。
- (6) 危機管理課は、所管課と連携し、必要な関係先へ情報を提供する。

第2章 事前対策

第1 危機に関する調査・研究

各課は、所管する危機及び他市町で発生した新たな危機について情報の収集に努め、本町で想定される危機発生の要因・危険度・被害などについて調査及び研究を行う。

第2 危機管理細部計画等の作成

各課は、所管する危機に備えるため、次の構成例を参考に危機管理細部計画等の作成に努める。細部計画等を作成した場合は、関係課等に周知するとともに、危機管理課に報告する。また、必要に応じて細部計画等を更新するものとする。

| ○危機管理細部計画等の構成例 | |
|----------------|---------------------|
| 1 総則 | (1) 目的 |
| | (2) 定義 |
| | (3) 基本方針 |
| | (4) 責務 |
| 2 事前対策 | (1) 危機管理意識の向上 |
| | (2) 危機管理体制の整備 |
| | (3) 情報伝達体制の整備 |
| 3 応急対策 | (1) 情報の収集・連絡 |
| | (2) 職員の動員計画 |
| | (3) 応急対策の検討・決定 |
| | (4) 応急対策の実施 |
| | (5) 広報の実施 |
| 4 事後対策 | (1) 復旧対策 |
| | (2) 被害等の影響の軽減 |
| | (3) 再発防止策の検討・実施 |
| | (4) 対処の評価と細部計画の見直し等 |

第3 関係機関等との連携

各課は、所管する危機に備えるため、国、県、その他の地方公共団体及び関係機関等と平常時から連携及び協力の体制づくりを図る。

第4 訓練・研修の実施

各課は、所管する危機に対処するための訓練及び研修を実施し、危機管理細部計画等における対処手順などの検証を行い、計画の修正等に反映させる。

第3章 応急対策

第1 応急対策の検討・決定

1 検討・決定

各体制下における本部長は、各体制下で開催される会議で応急対策について検討を行い、その方針を決定する。

2 事務局の設置

応急対策を円滑に実施するため、危機レベル体制に応じて次の構成例により事務局を設置する。

(1) 危機監視本部体制

| 班名 | 事務分掌 |
|------------------|--|
| 【総務班】 <危機管理課> | 1 会議の設置及び運営 2 会議資料、記録の作成等 3 関係先との連絡調整 4 職員の服務 |
| 【対策班】 <所管課> | 1 危機の分析 2 対処方針の検討 3 応急対策の検討 4 応急対策実施の調整 5 関係機関との連絡調整 |
| 【情報班】 <総務課> | 1 被害情報の収集伝達 2 関係機関からの情報収集 3 県等への報告 4 通信手段の確保 |
| 【広報班】 <政策企画課> | 1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 町民への広報 4 対策に係る記録 |

※ 事案に応じて関係課の職員と連携し対処する。

また、状況に応じて職員を追加配備する。

(2) 危機警戒本部体制及び危機対策本部体制

地域防災計画に定める災害警戒本部体制又は災害対策本部体制を準用し、事務局を設置する。また、危機事象に応じて本部広報班、本部人事班及び本部財政班等を編成する。

第2 応急対策の実施

1 基本方針

各体制下の本部（以下「対策本部」という。）は、決定した対処方針に基づき、町民の生命、身体及び財産の安全を守ることを最優先に、関係機関と連携し応急対策を実施する。担当部署及び対処項目等については、地域防災計画を準用して実施する。

2 町民の安全

危機の発生現場及び周辺地域において、町民の生命、身体及び財産に危険が生じ又は生じるおそれがある場合には、警察等の関係機関の協力を得て、最善の措置を講じる。

3 その他の措置

対策本部は、医療救護、防疫対策、立ち入り制限等の各種措置などが必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を講じる。

4 応援要請

応援要請については、地域防災計画を準用して、他の地方公共団体や関係機関等に対し迅速に応援を要請する。

第3 広報の実施

1 基本方針

対策本部は、町民の安全確保と情報不足による不安や混乱等を防止するため、関係機関の協力を得て迅速、適切及び効果的に広報を実施する。

担当部署及び対処項目等については、地域防災計画を準用し、時間的推移に応じた広報活動、報道機関への情報提供及び初期の問い合わせ窓口の設置等を実施する。

2 広報内容

広報内容については、危機の内容・規模等に応じて、町民が必要とする情報を精査し、おおむね次の項目について広報を行う。

| ○想定される項目 | |
|----------------|-------------------------|
| □危機の発生場所及び発生時刻 | □避難の必要性の有無 |
| □町民のとるべき措置 | □危機の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性 |
| □避難場所の設置及び安否情報 | □交通規制及び各種輸送機関の運行状況 |
| □ライフラインの状況 | □被害状況と応急対策の実施状況 |
| その他必要な事項 | |

第4章 事後対策

第1 復旧対策の推進

1 基本方針

対策本部は、危機の発生による町民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

2 安全の確認

- (1) 安全の確認については、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められる時点で早急に危機発生現場周辺地域の確認を行う。
- (2) 安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、防災行政用同報無線、森町ちやっとメール、公式LINE、町のホームページ及び関係機関による協力など、利用可能な様々な広報手段を活用して広く町民に周知する。

3 各種制限措置の解除

対策本部は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除する。

第2 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

対策本部は、関係機関の協力を得て、危機発生現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

2 風評被害の影響の軽減

対策本部は、関係機関の協力を得て、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

第3 再発防止策の検討・実施

1 検証

所管課及び危機管理課は、危機情報の入手から危機終息までの活動記録等を分析し、対処結果を検証する。

2 再発防止

所管課及び危機管理課は、危機発生の原因を調査し、検証結果及び課題を整理した上で再発防止策を検討し実施するとともに、関係局等に周知する。

第4 対応の評価と危機管理細部計画等の見直し

1 対処の評価

所管課及び危機管理課は、危機への対処に関する記録を作成するとともに、緊急連絡や応急対策についての評価、問題点の抽出、改善策の検討を行う。

2 危機管理細部計画等の見直し

- (1) 所管課は、対処の評価による見直しを行った場合は、必要に応じて危機管理細部計画等の見直しを行い、速やかに関係課等に周知するとともに、危機管理課に報告する。
- (2) 所管課及び危機管理課は、他市町において発生した危機についても情報の収集に努め、必要が認められた場合は、本町の危機管理細部計画等を修正する。

(別記様式)

森町事件・事故等対処計画 事件・事故等発生報告書（第〇報）

年 月 日 時 分現在

| | | | | |
|-----------|--|--------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 危機 レベル | <input type="checkbox"/> 危機レベル 3 (全庁的な対処が必要) <input type="checkbox"/> 危機レベル 2 (関係課が連携して対処) <input type="checkbox"/> 危機レベル 1 (危機管理課主体で対処可能) | | | <input type="checkbox"/> 危機情報連絡体制 |
| 人的被害 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> 今後発生するおそれあり | <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 不明 |
| 物的被害 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> 今後発生するおそれあり | <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 不明 |
| 報告者 | 所 属 | | 連絡先 | |
| | 担当者 | | | |
| 概 要 | | | | |
| 日時 | | | | |
| 場所 | | | | |
| 内容 | | | | |
| 初期の 対応 | | | | |
| 今後の 対応 | | | | |
| 備 考 | | | | |

注) 様式については、上記を原則とし、事案の内容に応じて変更する。

対処表1

「事件・事故等対処計画」の位置づけ (P1)

「森町危機管理指針」<抜粋>

○目的：「この指針は、森町における危機管理の基本を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、町民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。」

○危機の定義

「町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」

地震災害、風水害など

【対処する計画】

武力攻撃など

【地域防災計画】

・災害対策基本法

1 地震災害

2 風水害

3 特殊災害

(1) 原子力災害

(2) 大規模火災

(3) 危険物等災害

(4) 道路・鉄道災害

テロ、感染症、環境汚染など

【事件・事故等対処計画】

・森町危機管理指針

○町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態のうち、「地域防災計画」及び「国民保護計画」で対処する災害以外の

- ・テロ
- ・感染症
- ・環境汚染
- ・家畜伝染病
- ・ライフライン事故
- ・公共施設における被害
- など

○対象から除外する事象

- ・経済危機
- ・職員の不祥事等

武力攻撃など

【国民保護計画】

・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)

1 武力攻撃事態

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

対処表2

想定される主な危機と所管課等【事象別】

| No. | 想定される主な危機 | 所管課等 |
|-----|--|-------------|
| 1 | 所管課等が明確でない全ての危機 | 危機管理課 |
| 2 | 町長等の公務停滞 | |
| | ① 町長、副町長、教育長への危害 | 総務課・学校教育課 |
| | ② 町議会議員への危害 | 議会事務局 |
| | ③ 要人への危害 | 所管課 |
| 3 | 犯 罪 | |
| | ① 凶悪犯人の逃走、立てこもり等 | 総務課 |
| | ② テロ | 総務課 |
| 4 | 公共施設等 | |
| | ① 町が管理する公共施設等に係る危機 | 所管課 |
| | ② 町有財産の重大な侵害 | 財政課・所管課 |
| 5 | 情 報 | |
| | ① 町が管理する個人情報等の漏洩、流出等 | 所管課 |
| | ② 情報システムの障害、停止 | 総務課・所管課 |
| 6 | 健康福祉 | |
| | ① 児童福祉施設等利用者への危害 | 健康こども課・福祉課 |
| | ② 福祉施設利用者への危害 | 福祉課 |
| | ③ ・大規模な食中毒 ・大規模な感染症 ・毒物・劇物、医薬品等による被害 ・原因不明の未知の健康被害 | 健康こども課 |
| | ④ 飲料水汚染 | 上下水道課・住民生活課 |
| 7 | 環 境 | |
| | ① 農作物・家畜の伝染性疫病被害 | 産業課 |
| | ② 有害物質の漏洩 | 住民生活課 |
| | ③ 大気汚染・水質汚濁等 | 住民生活課 |
| | ④ 廃棄物の不法投棄 | 住民生活課 |
| 8 | 土 木 | |
| | ① 道路・橋梁・河川に関連する危機 | 建設課・産業課 |
| | ② 上下水道・簡易水道の機能停止、障害 | 上下水道課 |
| | ③ 公共工事に係る危機 | 所管課 |

| No. | 想定される主な危機 | 所管課等 |
|-----|------------------------------|------------------------|
| 9 | 教 育 | |
| | ① 教育・文化施設に係る危機 | 学校教育課・健康こども課 ・社会教育課 |
| | ② 園児・児童・生徒への危害 | 学校教育課・健康こども課 |
| | ③ 教育・文化施設利用者への危害 | 学校教育課・健康こども課 ・社会教育課 |
| | ④ 給食による食中毒・異物混入 | 学校教育課・健康こども課 |
| 10 | 行政機能の停滞 | |
| | ① 施設の障害、職員への危害 | 所管課 |
| | ② 行政の手続き不備による危機 | 所管課 |
| 11 | 野生動物等 | |
| | ① 農林作物に被害を与える野生動物、狩猟鳥獣等による危機 | 産業課・社会教育課 |
| | ② 住民生活に影響を及ぼす生活害虫等に係る危機 | 住民生活課 |
| 12 | 各種行事 | |
| | ① 町内で開催される行事等における危機 | 所管課 |
| 13 | その他 | |
| | ① 大規模なライフライン危機（電気・水道・電話） | 危機管理課 |
| | ② 核物質・生物剤・化学物質による危機 | 危機管理課 |
| | ③ 不発弾処理に係る危機 | 危機管理課 |
| | ④ 不審集団等の活動の活発化による危機 | 危機管理課 |

事案発生時における対処の流れ (P2 ほか)

「危機」に該当しない場合

細部計画や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合

所管課が主体となつて対処

※状況の変化により対処が困難となつた場合は
危機管理課に相談

所管課が主体となつて対処計画対象外として

※町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態

事案発生

危機（※）に該当するか所管課で判断

「危機」に該当する場合

事件・事故等対処計画

【事件・事故等対処計画に基づく危機情報連絡体制】

- ・所管課が初動対応（所管課が不明な場合は、危機管理課が初動対応）
- ・危機管理課に情報提供

細部計画や過去の類似事案の
処理結果等に基づき対処不可な場合

所管課長等と協議の上で、危機管理監が危機レベル体制への移行を判断

※P3、4

【事件・事故等対処計画に基づく危機レベル体制】

(危機レベル1) ※P6

(危機レベル2) ※P6

(危機レベル3) ※P7

【危機監視本部体制】

危機監視本部
(本部長：危機管理監)被害の範囲、町民への影響
及び社会的影響が限定的で
あり、危機管理課が主体と
なり対処

【危機管理会議幹事会】
危機管理監が関係課長等を招集し、対処方針を決定

【危機警戒本部体制】

危機警戒本部
(本部長：町長)被害の範囲、町民への影響
及び社会的影響が大きく、
所管課だけでは対処が困難
で、関係課が連携して対処
する必要がある

【危機警戒本部会議】
地域防災計画に定める災
害警戒本部体制を準用し、
町長を本部長とする
「危機警戒本部会議」で
対処方針を決定

【危機対策本部体制】

危機対策本部
(本部長：町長)被害の範囲、町民への影響
及び社会的影響が非常に大
きく、全庁的な対処が必
要

【危機対策本部会議】
地域防災計画に定める災
害対策本部体制を準用し、
町長を本部長とする
「危機対策本部会議」で
対処方針を決定

①危機への対処 ②関係先へ報告・連絡・情報提供 ③町民への情報提供

森町危機管理指針に基づく事後対策を実施

①町民生活の安定・復旧 ②検証

対処表4

危機レベル体制の判断基準 (P3)

【危機情報連絡体制】(P4)

町内において、何らかの危機が発生又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を整え、情報収集を行う。

情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合は、所管課が主体となって対処し、対処不可な場合は、速やかに危機レベル体制への移行を検討する。



危機レベル体制は、下表の「配備基準」及び「町の体制」を判断の目安とし、所管課長等と協議の上で、危機管理監が危機を総合的に判断して決定する。なお、危機レベル体制を変更しようとする場合も同様とする。

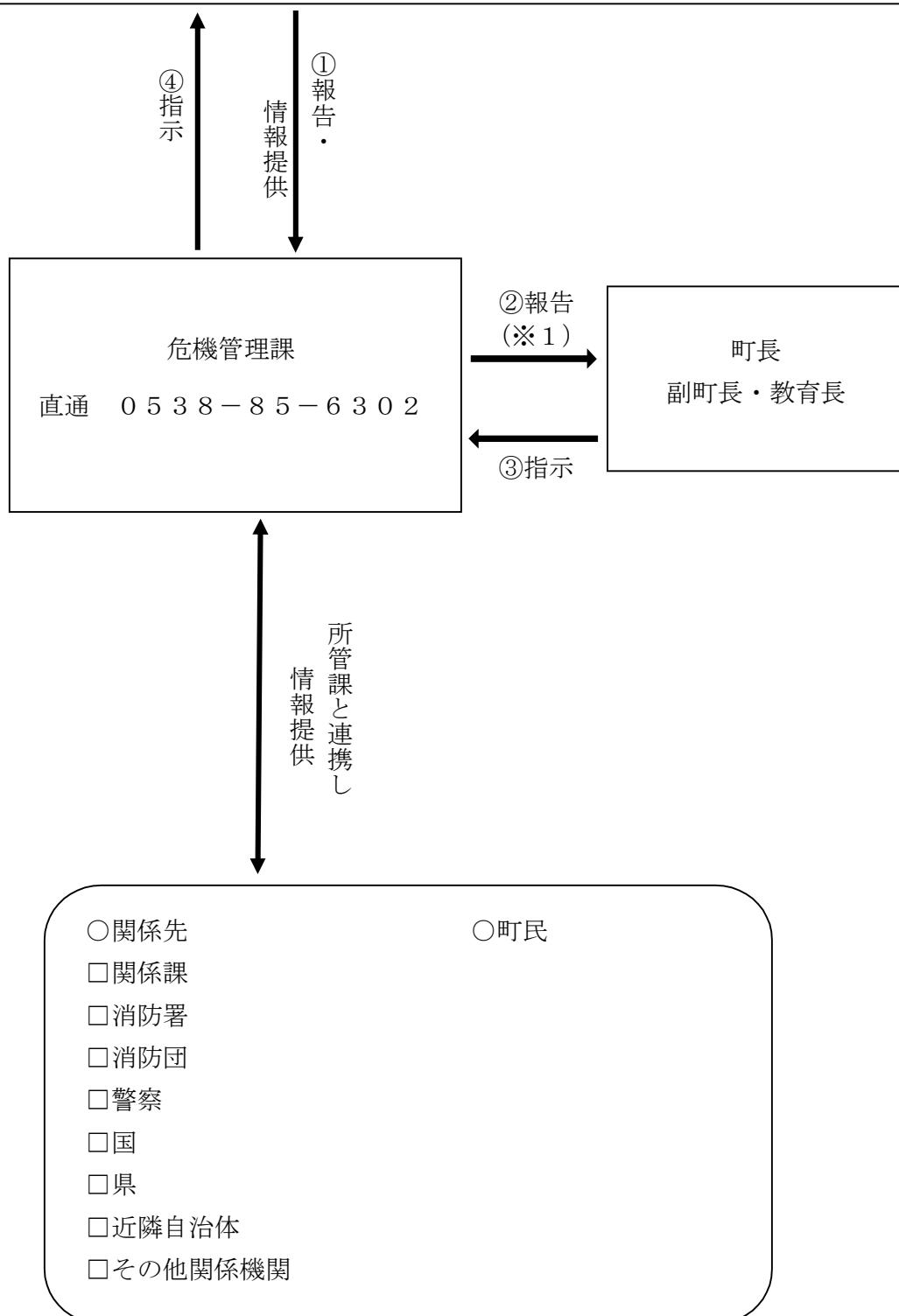
| 危機レベル | 配備基準 | 町の体制 |
|--------|--|---|
| 危機レベル1 | 被害の範囲、町民への影響及び社会的影響が限定的であり、 <u>危機管理課が主体となり対処が可能</u> 。 | <p>【危機監視本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長：危機管理監 ・危機管理課が主体となり、関係各課が連携して対処 ・危機管理監が動員指令を発令 |
| 危機レベル2 | 被害の範囲、町民への影響及び社会的影響が大きく、所管課だけでは対処が困難で、 <u>複数の課が連携して対処する必要がある</u> 。 | <p>【危機警戒本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長：町長 ・地域防災計画に定める「災害警戒本部体制」を準用し、関係する課が連携して対処 ・地域防災計画に定める「災害警戒本部体制」を準用し、本部長（町長）が動員指令を発令 |
| 危機レベル3 | 被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が非常に大きく、 <u>全庁的な対処が必要である</u> 。 | <p>【危機対策本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長：町長 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、各課が連携して対処 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、本部長（町長）が動員指令を発令 |

対処表5

危機に該当する場合の情報伝達の流れ
【所管課が事案に関する情報を得た場合】(P7)

【危機に該当する場合】

所 管 課

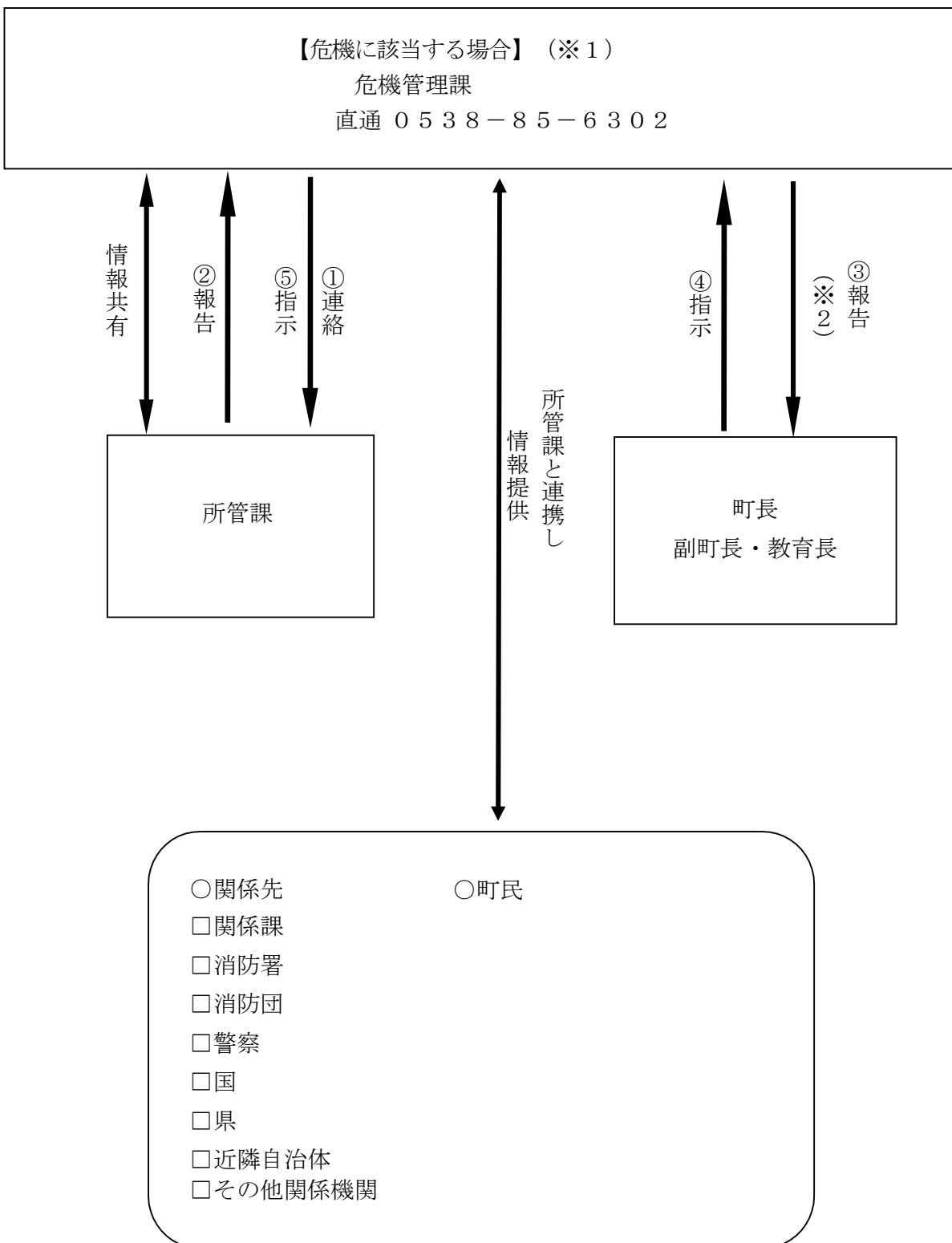


※1 町長等への報告は、原則、危機管理監又は危機管理課長から行うが、対応状況等に応じて所管課長が同席し報告する。

対処表6

危機に該当する場合の情報伝達の流れ

【危機管理課が事案に関する情報を得た場合】(P7)



※1 危機に該当しない場合でも、危機管理課に情報が入った場合は、所管課に連絡する。

※2 町長等への報告は、原則、危機管理監又は危機管理課長から行うが、対応状況等に応じて所管課長が同席し報告するため、適宜調整を行うものとする。

令和7年4月策定

問い合わせ先

森町 危機管理課

直 通：0538-85-6302

FAX：0538-85-5259